Minisrty of Land,Infrastructure,Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau. Fukui Office of Rivers and National Highways.

令和元年10月9日14時00分 資料配布 近畿地方整備局 福井河川国道事務所

【無償配布】堤防の刈草ロールをさしあげます

~ 数量限定 堤防の刈草を資源として使ってください ~

福井河川国道事務所では、堤防に亀裂や陥没等異常がないか点検するために、 年2回堤防の除草を行っています。資源の有効活用やコスト縮減を目的として 以下のとおり、刈草ロールを無償で配布します。

- 1. 申込期間
 - ・令和元年10月9日(水)~10月22日(火)16時まで
- 2. 配布期間
 - ・令和元年10月31日(木)~11月15日(金)のうち平日
 - ・時間:9時~16時(配布日時は申込者と調整の上、決定し連絡します。)
- 3. 配布場所
 - · 九頭竜川河川敷(右岸)

坂井市三国町川崎地先(新保橋)〜坂井市春江町布施田新地先福井市二日市町地先〜福井市山室地先 福井市高屋町地先(高屋橋)

· 九頭竜川河川敷(左岸)

坂井市三国町横越地先~福井市小尉町地先(布施田橋) 福井市岸水町地先(天菅生橋)~福井市南楢原町地先

- 4. 配布数量
 - ・刈草ロール(70cm×50cm)900個程度

<取扱い>

<配布場所> 福井県政記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所

副所長(河川) 山本 浄二 (内線 204)

総括保全対策官 土田 健次 (内線 308)

TEL: 0776-35-2661(代表) FAX: 0776-35-6979

【お知らせ】

【無償配布】堤防の刈草ロールをさしあげます ~ 数量限定 堤防の刈草を資源として使ってください ~

国土交通省福井河川国道事務所では、出水期(6月~10月)前後の春と秋に、堤防に 亀裂や陥没等異常がないか点検するために、堤防の除草を行っています。

刈り取った草を、資源の有効活用やコスト縮減を目的として、無償で配布します。 ご希望の方は、「受取申込書」に必要事項を記入の上、下記の要領でお申し込みください。

記

【申込方法】

- 令和元年10月9日(水)~10月22日(火) 16時までに別紙-1の申込用紙に必要事項を記入の上、九頭竜川出張所に直接持参するか、FAXでお申込ください。
- 折り返し当方から受渡に関する連絡を入れさせていただきます。
- ・申込用紙は、インターネット(http://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/)の「新着情報」からダウンロードされるか、または、九頭竜川出張所まで取りに来てください。

連絡先:福井河川国道事務所 九頭竜川出張所 刈草無償配布担当

T910-0039

福井県福井市三ツ屋町10-9-2

電話:0776-22-2578 FAX:0776-22-6801

【配布期間】

- ・令和元年10月31日(木)~令和元年11月15日(金)のうち平日
- 時間:9時~16時(配布日時は申込者と調整の上、決定し連絡します。)

【配布場所】別紙-2 案内図参照

九頭竜川河川敷(右岸)

坂井市三国町川崎地先(新保橋)〜坂井市春江町布施田新地先福井市二日市町地先〜福井市山室地先 福井市高屋町地先(高屋橋)

九頭竜川河川敷(左岸)

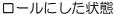
坂井市三国町横越地先~福井市小尉町地先(布施田橋) 福井市岸水町地先(天菅生橋)~福井市南楢原町地先

【配布数量】

刈草ロール (70cm × 50cm) 900個程度









ラッピングした状態

【配布上の注意事項】

- (1) 刈草の配布は、以下の条件を守っていただきます。
 - ① 配布は先着順とし、申込者全ての皆様にご希望の受け取り量をお渡しすることが 出来ない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(予定数量(900個) がなくなり次第終了します。)
 - ② 営利目的の転売は禁止します。
 - ③ 刈草の積込及び運搬は、申込者にて行ってください。なお、安全には十分配慮してください。
 - ④ 配布後の返却には応じることが出来ません。責任を持って処理してください。
 - ⑤ 積込・運搬時の事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。特にバラの状態での運搬時に道路上に刈草が落ちないよう細心の注意を払うとともに、 万が一道路上に落とした場合は、申込者が責任を持って処理してください。
 - ⑥ その他、出張所の担当者の指示に従っていただきます。
- (2)草の種類は雑多であり、特定の種類のみではありません。また除草前には、「散在塵埃処理(ゴミ拾い)」を実施していますが、取り切れないゴミが混入する場合がありますので、ご使用にあたってはご注意ください。

別紙一:	1
------	---

申込先:九頭竜川出張所	FAX:	077	6-	-22-	-6801

受付番号	
学行基号	•
又门田つ	

卸

九頭竜川下流刈草 受取申込書

申込年月日	令和 元 年	月	日	
氏 名				
住 所				
電話番号(携帯電話)※1				
FAX 番号•E-Mail ※1				
連絡できる時間帯				
受取希望日時	〈記入例〉11月5	日~7日1	3 時~15 時	

●アンケート欄(今後の参考とするのでご協力お願いします。)●

使用目的は?	飼料用 ・ 防草材 ・ 敷藁 ・ 堆肥用 ・ その他()
提供に関する情報について教え てください。	(今回の無償配布情報はどのように知りましたか?) 新聞・福井河川国道事務所 HP・福井河川国道事務所 SNS(Twitter、Facebook)・その他() (希望する量や欲しい時期、提供方法に関するご要望など)
今後このような取組があれば··· (いずれかに〇)	必ず申し込む ・ たぶん申し込む ・ 申し込まない

※1 配布日時、場所、方法等についての打合せのため、連絡が取れる方法を記入してください。(最低1つ記入)

【個人情報の取り扱いについて】

送付頂いた情報は、刈草の無償配布の目的にのみ利用します。その他の用途に利用することはありません。

- ~提供にあたっての注意事項(必ずご確認ください)~
- •配布は先着順とし、申込者全ての皆様にご希望の受け取り量をお渡しすることが出来ない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(予定数量がなくなり次第終了します。)
- ・営利目的の転売は禁止します。
- ・刈草の積込及び運搬は、申込者にて行ってください。なお、安全には十分配慮してください。
- ・提供後の返却には応じることが出来ません。責任を持って処理してください。
- ・積込・運搬時の事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。特にバラの状態での運搬時に 道路上に刈草が落ちないよう細心の注意を払うとともに、万が一道路上に落とした場合は、申込者が責 任を持って処理してください。
- その他、出張所の担当者の指示に従っていただきます。

以上のことをご確認の上、署名捺印をしてください。

申し込み/問い合わせ先:九頭竜川出張所(平日9:00~16:00)

TEL:0776-22-2578 FAX:0776-22-6801

出張所使用欄	配布予定:令和 元 年	月	日	~	月	日	

署名(捺印):

別紙-2

案内図

